

Title	新たなる民法人事編草案：明治十二年草案と、その周辺
Sub Title	Une remarque sur des documents retrouvés concernant le Code Civil japonais ; avant-projet du livre pour les personnes et la famille de 1879
Author	向井, 健(Mukai, Ken)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1985
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.58, No.7 (1985. 7) ,p.1- 25
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19850728-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

新たなる民法人事編草案

— 明治十二年草案と、その周辺 —

向 井 健

- 一 はしがき
- 二 この時期の民法典編纂事業と、それをめぐる従前の研究状況
- 三 新たなる人事編草案をめぐって
- 四 むすびにかえて

一 はしがき

いわゆる明治十一年民法草案完成後、明治十三年四月以降の元老院内民法編纂局における旧民法の編纂開始にいたるまでは、まの期間は、明治民法編纂史上の重要な一盲点といつてよい。⁽¹⁾

小稿は、「日本近代法史上、永久にその名を止める」⁽²⁾「ボアソナード (Gustave Emile Boissonade) との関係に絶えず留意しつつ、学界未知の新資料たる民法人事編草案の存在を世に紹介し、もって同十二年から同十三年にかけての民法

典編纂をめぐる、乏しい資料を模索しながら未熟な考証と大胆な仮説の提唱をこころみること、目的とする。専家の示教と批判を希求すること、切である。⁽³⁾

(1) さきに筆者は、明治初頭の民法典編纂事業の開始以降、旧民法の制定・公布にいたる時期の民法典編纂史をかなり精細に追究し、現時点における研究段階を確定する機会をもった。向井健「民法典の編纂」『日本近代法体制作の形成』(F)三三三頁以下。

ちなみに、この論稿に対しては、利谷信義・井ヶ田良治両教授と村上博氏により、やや過褒の感のつよい論評がある。

『法制史研究』三三三号二四六頁以下、『法律時報』五五巻一四頁、『日本史研究』二六四号七四頁以下参照。

(2) 福島正夫「ポアソナード博士の人格と拷問制反対活動」『法学セミナー』二一六号一八頁。

(3) 「近年、日本民法の規定の理解のためにその淵源となったポアソナード民法典草案からさらに同時期のフランス民法自体に遡って研究を深めようとする新しい動向が現われている」(原田純孝・島田和夫「学界回顧・フランス法」『法律時報』五四巻一二号一八六頁)とは的確な指摘といえよう。そして、それはおそらく、「従来日本の民法は、ドイツ民法草案の圧倒的な影響のもとに出来たと信じられており、その後の民法学が専らドイツ民法学に学ぼうとしたのもあるいはそこに一つの原因があったのかもしれない。しかし、最近の研究によれば、民法は、ポアソナードによって作られたところのフランス民法の影響を強く受けている旧民法を『修正』したものであり、このさい、旧民法の考え方が維持された点も多いので、最低限度半分、恐らくはそれ以上がフランス民法の影響のもとにあることが指摘され、今日では一般に認められてきた」(星野英一「日本民法学の出発点」『明治・大正の学者たち』一八二―一八三頁)とかねてより主張する星野英一教授の見解が影響を与えているのちがいない。

ともあれ、右の新動向はたしかに注目する現象であるが、たんに旧民法(ないし編纂過程における諸草案)にとどまることなく、明治初年の諸草案にまで考究の手を伸長させることもまた必要であろう。たとえば、近時、発表された佐藤全「明治初期の民法諸草案における監護教育条項」『国立教育研究所研究集録』九号一頁以下のごときは、内容はともかく、一つの研究方向を仄示するものであろうか。

二 この時期の民法典編纂事業と、それをめぐる従前の研究状況

明治九年から同十一年にかけて、箕作麟祥・牟田口通照の両名が司法省で編纂した民法典は、世に明治十一年民法草案と呼称される。⁽¹⁾⁽²⁾ つとに、「仏国法典ノ翻訳ト逕庭ナシト謂フモ亦誣言ニ非サル」⁽³⁾ 数写民法との評言が与えられた草案については、はやくから先行業績においてその編成事情や草案内容が紹介され、⁽⁴⁾ その後もひきつづき若干の研究成果が発表されて、現在にいたっている。⁽⁵⁾

さて、同六年四月に、「流星のように維新史に登場し、光芒を放つ」⁽⁶⁾ た感のある江藤新平が司法省を去って参議に転出するや、⁽⁷⁾ ただちに太政官職制の改革が断行され、⁽⁸⁾ その結果、いわゆる立法事業の左院専管という新事態への移行・確立を見たのであった。⁽⁹⁾ 同年十月、大木喬任が司法卿のポストに就任する。彼は〈保守七分・進歩三分〉と世評され、加えてかなりの慎重居士であったことは、彼を知る人の共通認識といつてよい。⁽¹⁰⁾ 法典編纂の基本方針として、彼は、「国法ト云、民法ト云、外国ノ書ヲ翻訳シ直ニ我民ニ施行スルカ如キハ決シテ取ル不⁽¹¹⁾可ル事」という見解を示すとともに、その方法として、「反復推論シ国法ヲ定ムルノ基ヲ立、第一条ヨリ追々百千条ニ至リ数年ヲ待ツテ完成ヲ期シ且其更ムベキモノ而已ヲ廢シ容易ニ国法ヲ動カス不⁽¹²⁾可ルヲ要スル事。民法亦之ニ准スベシ」と説論している。江藤時代のいわば拙速主義に対する「反対意見と見て可なるべし」⁽¹²⁾ とは先学の適切な評言である。

その大木が司法卿を占めた直後の同年十一月に来朝したのが、「洋才和魂の法学者」⁽¹³⁾ とよばれ、数ある御雇外人のなかにあって、ひととき屹立する巨峯と称せられるポアソナードその人である。「明治以来我邦に招聘せられた外人の数は多く、その功績からすれば、ポアソナードに比肩すべきものは敢て必ずしも絶無ではないが、真個日本の立場に立って日本のために図ったものは、ポアソナードに比すべきものは多くはない」⁽¹⁴⁾。彼のごとき、「すぐれた学者を迎えることができたことは黎明期の日本の法学界にとっては得難い幸福だったといわねばならない」⁽¹⁵⁾ であろう。⁽¹⁶⁾

ところで、すでに先人によって闡明されたとおり、同七年六月以降、ポアソナードは司法省においてフランス民法の講義を開始している。「彼が随処で日本民法起草の場合の意見（フランス民法の条文に対する修正意見）を述べている

ことから判断するに、この会議は、単に彼からフランス法の註釈を聞くためではなく、日本民法編纂の準備として行われたものと推定される。慎重主義の大木は、前年末末朝したボアソナードに命じて省内有志に対するフランス法講義を行わせ、将来の民法編纂の準備工作を企図したものであらう⁽¹⁷⁾とするは、おおむね妥当な推論といえよう。⁽¹⁸⁾

この司法省内のフランス民法講説の会議が推進されつつあった同八年二月、当時の在朝在野の政界の巨頭たちが——すなわち、東京から大久保利通が、山口より木戸孝允が、高知からは板垣退助が——大阪に会し、伊藤博文・井上馨らの幹旋を加えつつ、征韓論分裂以降の政局收拾の方途を商議した。世にいう大阪会議が、すなわちこれである。かくして、同年四月十四日に立憲政体の詔が発せられた。同日、左右両院は廃され、ここに元老院と大審院の創置を見るにいたった。⁽¹⁹⁾⁽²⁰⁾

前者についていえば、「元老院ハ議法官ニシテ新法ノ設立法ノ改訂ヲ議定シ及ヒ諸建白ヲ受納スル所ナリ」（元老院章程第一條）であり、「新法ノ設立法ノ改訂ヲ議定」の意味するところは、すなわち「元老院ノ議可ヲ經スシテ國法ト為スノ理ナカルヘシ」⁽²¹⁾であつて、従来の左院の場合とは明らかに異なつて草案編成まで同院の権限事項と規定したのではない。まさに、「法案起草の権がなくて、法案を議する官に過ぎない」⁽²²⁾。

それはとりもなおさず、いわゆる立法事業の左院専管が解消して、いわば同六年五月以前の状態にたちもどり、院・省・使においても、それぞれ法律案の起草が可能な状況となつたことを意味するものであつた。法典編纂事業の本流とひそかに自負する司法省にとつて、それはまたとない朗報であつたにちがいない。司法は、旭の昇る勢ヒニ御座候⁽²³⁾と評判された同省全盛時代復活への絶好のチャンスであつた。事実、同省はこの新事態に対応するため体制を再整備し、つぎの局面に進展する積極的な姿勢を見せる。同年八月三十日、同省が職制の大改革を断行して五局二十二課の新布陣を構築し、民法課・刑法課などを新設したのは、疑いもなくその目的に沿つた素早い動きといえよう。かくして、同省内における活潑な立法作業が、ふたたび開始されるはこびとなつた。⁽²⁴⁾⁽²⁵⁾

同九年九月の時点における同省の諸法典編纂の進捗状況は、同月二十八日の大木司法卿より岩倉具視右府に申禀した「司法省法典編纂ノ議ヲ上ル」と題された上申書により、その全容の一端を窺知することが可能である。重要資料として左に掲出することにしよう。

法律ノ改正スヘキ者指屈スルニ勝ヘス而シテ刑法改定草案ノ事ハ既ニ本年一月政始ノ日ニ於テ進奏セリ爾來委員ヲ督促シ草案將ニ成ラントス夫レ既ニ刑法アリ又治罪法ナカルヘカラス今我國ニ於テ行ハル、所ノ拿捕勾引推鞠法ノ類速ニ改正セサルヘカラル者一ニシテ足ラサルナリ因テ治罪法案ノ事頃コロ既ニ僚員ニ命シテ編纂ニ著手セシム抑刑法治罪法ハ政府ト人民トノ間ニ管スル法規ニシテ一日モ無カルヘカラサルハ固ヨリ不待論而シテ民法ハ人民ト人民トノ間ニ管スル法規ニシテ其闕スル所最モ広ク且ツ大ナリ従來我國ノ民事ヲ裁制スルヤ自ラ天理ニ合スル者少ナカラスト雖トモ法ニ明文ナク律ニ成例ナク而シテ維新以來法律ノ創成多クハ一弊ヲ除キ一害ヲ防クニ出ツルヲ以テ爰ニ一竇ヲ填レハ數竇隨テ生シ其弊ヤ人民法律ヲ以テ奇貨トシ其私ヲ掩ヒ其奸ヲ逞セントスル者往々有之今ノ時ニ當リテ完成ノ民法ヲ創立シ以テ之ヲ統裁スルニ非サレハ殆ント人類ノ交義ヲ滅スルニ至ラン所謂完成ノ民法トハ天然ノ性理ニ基キ全国人民ノ便益ヲ考究シ夫婦父子ノ權義ヲ明カニシ婚姻離婚相続ノ制ヲ定メ後見人管財人ノ条則ヲ設ケ其他契約ノ方法等ニ至ルマテ之ヲ制定スル也則チ其効益人道ノ大節ヲ守リ權理ノ不可犯ヲ畫スル等固ヨリ不俟言一家ノ經濟ヨリ一國ノ富強ヲ生シ家庭ノ平穩ヨリ邦家ノ安寧ニ及ホサシムル所以ナリ故ニ苟モ生ヲ我域内ニ托スル者有生ノ初ヨリ有生ノ後ニ至ルマテ民法ノ庇廕ニ由テ其權理ヲ保全シ其財産ヲ安固ニシ家庭ノ齊整ヲ得サル者ナキナリ今我實際ノ形状ヲ觀察スルニ生産ノ増殖セサルハ相統法ノ善良ナラサルニ由ル夫妻ノ協同セサルハ婚姻離婚ノ法ナキカ為メニシテ孤兒痴人ノ財ヲ他人ニ掠メラル、ハ後見人等ノ設ケナキヲ以テナリ物貨融通ノ壅塞スルハ契約法等ノ備ハラサルカ故ニシテ家庭ノ齊整ナラサルハ夫婦父子ノ間權義ノ制限ナキカ為ナリ其他一々枚筭ニ遑アラスト雖トモ其弊害ノ原因ヲ推セハ一ニ民法ノ完成セサルニ由ル是ヲ以テ本年三月以來委員ニ命シテ民法ノ起草ニ著手シ今ヤ既ニ數百条ニ及ヘリ夫レ既ニ民法アリ商法ナカルヘカラス而シテ我國ニ於テハ商事ニ関スルノ規則方法ハ最モ不備ナルヲ以テ頃コロ商法起草ノ掛ヲ命シ漸ク既ニ緒ニ就ケリ抑本省ノ職制ニ於テ新法ヲ起草編成スルハ固ヨリ其所口因テ右四法ノ草案ハ漸次編成ノ功ヲ竣ヘ上呈セント欲ス然レトモ著手ノ前後ト部類ノ大小トアルヲ以テ其成功ハ必ス遲速アルヘシ故ニ一部ノ編纂成ル毎ニ上奏スル所アラントス此段子メ申禀仕置候也

追テ訴訟法ハ昨年来起草罷在候下調ノ案ハ過日元老院へ送付候也

右の申稟の冒頭に見える、「刑法改定草案ノ事ハ既ニ本年一月政始ノ日ニ於テ進奏セリ」とは、同年一月四日の「刑法改正ノ議ヲ上ル」との大木司法卿の上奏を指している。

かくして、司法省における民法典の編成は、「本年三月以来委員ニ命シテ民法ノ起草ニ著手シ今ヤ既ニ数百条ニ及ぶほどの快調のペースで推進された⁽²⁶⁾⁽²⁷⁾。この当時の状況の一端を、楠田英世の懐旧談を通してうかがうことにしよう。

「七年が佐賀の戦争だ。九年が前原の乱だ。此の時五法の改正に著手した。民法編纂は是非共やらなくてはいけないと云ふ事になった。後藤象二郎も亦たその急にすべきことを云った。（中略）五法の編纂が初まった⁽²⁸⁾。是れは、乃公が首唱を致して、大木が同意をしたので、斯く著手になったのだ。五法編纂の長官は、大臣を以てなすことになって、制度寮中の人を以て、是が委員となした。乃公も無論其内の一人であった。此頃は編纂々々で日を送った。（中略）九年、十年、十一年、十二年と引続いて編纂をやった。山田顕義も五法の編纂をやった。而も夜も寝ずにやった。能く勉強した⁽²⁹⁾。たしかに、「きわめて漠然としたものではあるが、明治九年の頃、諸法典編纂の気運が一斉に興隆した事実を述べたものと理解すべきであらう⁽³⁰⁾」。

ともあれ、同十一年四月にいたり、一八二〇か条におよぶ民法全編の起草は見事に完了する。竣成を見たこの明治十一年民法草案に対して、いったい司法部内がいかなる対応を示したかについては、遺憾ながらそれを直截に伝報する資料を欠いている⁽³¹⁾。磯部四郎の回顧談は、その点を仄示するものであろうか。「箕作先生が、日本民法草案を拵へ始めた、それが明治九年に、稍脱稿して居ます、それが、尚不完全であったからして、明治十一年の暮から、十二年の春にかけて、大木司法卿が、民法編纂と云ふものを起した、其編纂の事に従事して、起草掛と云ふものに命ぜられたのが、箕作先生と僕、それから、起草掛の外に、尚、起草委員と云ふものが出来た、これは、たゞ議するのだ、そ

れが、牟田口通照だの、西成度、池田弥一、水本成美、鶴田皓、それに木村正辞、杉山孝敏などで、各々、掌る所は違つたが、先づそんな人たちが、箕作先生と僕は、起草掛と云ふものであつたが、専ら、法理に關係する所は、「ボアソナード」に起草させて、僕等は其翻訳をやつた、十二年に、司法省部内でやつて居たが、十三年の春だつたか（中略）そこで、又、更に民法編纂局と云ふものを起した⁽³²⁾。この磯部談話は、「要するに十一年草案が不採用になり、その結果あらたにボアソナードを中心とする編纂事業が司法省内に開かれた事実を述べているのである⁽³³⁾⁽³⁴⁾」。

たしかに、先学が指摘するとおりの、「明治一一年草案のその後の運命はボアソナードの民法草案との関連において考えられるべきである。けだし、ボアソナードによる民法編纂は明治一一年民法草案が廃棄されたところに始められた⁽³⁵⁾」のだからである。

司法卿・大木喬任がこの明治十一年民法草案の不採用を決断するに際して、すでに「法律界ノ……団十郎⁽³⁶⁾」的地位を確保してその絶対的權威を誇つていたボアソナードの所見を徴したであろうことは、まず疑いを容れない。法典編纂の実務についても、すでに旧刑法・治罪法の両草案を見事に編成した実績をもつ彼である。「国法ト云、民法ト云、外国ノ書ヲ翻訳シ直ニ我民ニ施行スルカ如キハ決シテ取ル不⁽³⁷⁾可」という確固たる信念をもつ大木が、切なる期待に反した明治十一年民法草案の内容に失望し、ボアソナードに改めて民法典の編纂をゆだねる方針に急速に傾斜を見せるのは、当時の諸般の状況から推してむしろ当然であつたろう。時まさに治罪法草案の起草を終えた時期に當つており、タイミングからいって、ボアソナードとしても好都合であつたにちがいない。

ところで、旧民法編纂事業の端緒は、同十三年四月、民法編纂局が元老院内に創置されたことに始まる⁽³⁸⁾。このことについては、現時の研究段階から推して、まず疑問をはさむ余地はない、といつてよからう。しかし、ボアソナードが民法典編纂の下令に接したのは同十二年であつたとする説は、実はかなり古くから流布しており、ボアソナード自身もそのことを明確に認めている点に留意すべきであらう。

たとえば、箕作は往時を追想して、「明治十二年になりました、司法省で、民法会議が始まりました、其時には、もう「ボアソナード」先生が来て居られました、「ボアソナード」先生の草案を議することになりました、続いて十三年に、政府で、民法編纂局と云ふものを置かれました」と述べ懐し、「解難」にしたがえば、「箕作君等数氏ヲ延キ専ラ其事ヲ執ラシメ三年ナラスシテ其草案成ル（明治九年六月草ヲ起シ同十一年四月成ル）時ニ機務多端未タ成案ヲ上ルニ違アラス然レトモ（大木）伯確ク民法ノ微ヘカラサルヲ信シ且ツ西国ニ行ハル、完全ノ法理ニ原ツクノ必要ヲ察シ更ニ民法ヲ起草セントス十二年其事ヲ仏人「ボアソナード」氏ニ命ス民法編纂ハ極メテ大業ナリ故ニ十三年四月新ニ民法編纂局ヲ設ケ大木伯ヲ以テ其総裁ト為ス」と叙述し、井上正一もまた、「大木司法卿ハ尚ホ泰西ニ行ハル、完全ノ法理ニ基キ實際ニ適切ナル民法ノ編纂ヲ必要トセラレテ明治十二年更ニボアソナード先生ニ民法ノ起草ヲ命セラレマシタ」と語り、すでに掲出した磯部回顧談も同様である。さらに小早川教授の紹介したいわゆる東京上等裁判所「一記録」中に、「明治十二年一月司法省ニ於テ民法会議ヲ開ク」との断章があるのも看過できない資料であろう。加えて、ボアソナード自身も、大木司法卿からの下命は同十二年三月のことであった、と明記しているのである。

このように考察をすすめると、明治十二年開始説をいちがいには無根拠な誤謬ないしはたんなる思い違いと簡単に排斥することは、必ずしも正しい態度であるまい。かつて、石井良助博士が、「明治一二年草案は明治一二年三月に修補委員によって修正されることとなつたのであり、ボアソナードによる民法の編纂は明治一三年に始まつた」と論断されたのは、やや早計に過ぎよう。とはいへ、まことに遺憾ながら、この間の事情をめぐっては、徴すべき資料にきわめて乏しく、進捗を見せないのが従来の偽らざる研究状況であつた。石井説に対し、「これを要するに、筆者の思考するところでは、ボアソナード中心の民法典編纂の開始時期は十二年または十三年であることは間違いないとして、現在の研究段階においてはそのいずれとも推断するきめ手に不足している、ということにほかならない」とは筆者の未熟な論評の一節であるが、その状態は、実はほとんど変化を見せることなく現時にいたつた、といつてよから

(47)

さて、ここで筆者は、この時期の空白を埋めるために、学界にまだ知られざる明治十二年民法草案を紹介する作業に逢着しなければならぬ。

(1) 福島正夫博士は、明治十一年民法草案を指して、「私はむしろ『箕作民法草案』と称するのが適當と考える」(福島正夫「明治十五年の身分登記条例草案」『早稲田法学』五〇巻三号一一三頁)といわれている。牟田口通照については彼の経歴その他の事由から推考して、おそらくは形式的な編纂委員であったとおぼしく、その意味で、福島博士の提言に筆者も賛意を表したい。

(2) 民法典編纂の前提条件などをめぐっては、向井・前掲『民法典の編纂』三二六頁以下参照。

(3) 清浦奎吾「明治法制史」五八四―五八五頁。

(4) たとえば、星野通「明治民法編纂史研究」二六頁以下、同「明治十一年民法草案」(松山経済専門学校研究彙報一一号)一頁以下、小早川欣吾「旧民法典編纂過程と旧民法典に関する論争に就いて」『統明治法制叢考』二一九頁以下参照。

(5) 手塚豊「明治十一年民法草案の一部」『法学研究』二七巻四号四九頁以下、同「明治十一年民法草案編纂前後の一考察」『滝川博士還暦記念論文集・日本史篇』八三五頁以下、石井良助「明治十一年民法草案」『法律時報』三〇巻四号九六頁以下、六号六八頁以下参照。

なお、石井論文は、石井良助『民法典の編纂』二〇二頁以下に再録された。

(6) 福島正夫「明治初年における西欧法の継受と日本の法および法学」『日本法とアジア』(仁井田陞博士追悼論文集(三))一七二頁。

(7) 江藤の参議転出に関し、荒木桜洲「辞令の無い司法卿」『法律新聞』一八一六号は興味ふかい所論であろう。向井健「江藤主権司法省民法会議における相統論争」『法学研究』三三巻四号五二―五三頁に覆刻・掲出した。

(8) 明治六年五月の改革について、たとえば、吉井蒼生夫「中央権力機構の形成」『日本近代法体体制の形成』(八八頁以下、堀田暁生「明治六年太政官制潤飾について」『日本歴史の構造と展開』(永島先生退職記念論文集)三二七頁以下参照。

(9) いわゆる立法事業の左院専管をめぐるのは、向井健「明治初年における民事訴訟法典の編纂」『綜合法学』六巻八号四頁以下、向井・前掲『民法典の編纂』三三九頁参照。

(10) 大木喬任については、国立国会図書館憲政資料室所蔵にかかる『大木喬任文書』がきわめて重要であろう。これは伝記作成のため、その息・大木遠吉を中心に収集・整理された貴重資料で、とくにその一部を占める『談話筆記』は、大木喬任と親交のあった人々から、速記者・内田鉄二郎が直接ヒヤリングをこころみた成果にはかならない。ただし、『大木喬任伝』は幻の本となった。

(11) 尾佐竹猛『明治大正政治史講話』一八〇頁。

(12) 前掲書・一八一頁。

(13) 杉山直治郎『洋才和魂の法学者』『帝國大学新聞』昭和十一年一月二六日号。

(14) 尾佐竹猛『ポアソナードの思出』『文化と大学』九五頁。

(15) 野田良之『日本における外国法の摂取——フランス法——』『岩波講座現代法・外国法と日本法』二〇二頁。

(16) ポアソナードをめぐる従前の主要先行業績について、昭和三十三年の時点までに発表された諸文献は、向井健『ポアソナードの「家督相続見込」について』『法学研究』三二巻五号五六頁以下の脚註に掲出し、それ以降から同四十八年にいたるそれに関して、向井健『ポアソナードの自然法論』『法律時報』四五巻七号一二二頁の脚註に挙示した。その後の主要研究文献は、たとえば、向井健『明治八年・ポアソナード』『憲法論』再論、『日本近代國家の法構造』三九〇—三九一頁、向井健『明治八年・ポアソナード』『政權分界論』覚え書、『慶應義塾創立一二五年記念論文集・法学部法律学関係編』二六八—二六九頁参照。

さらに、大久保泰甫『ポワソナードにかんする若干の新資料』、『東西法文化の比較と交流』（野田良之先生古稀記念論文集）一八五頁以下、野田良之『明治八年太政官布告第百三十三号第三条の「条理」についての雜観』、『法学協会百周年記念論文集』(一)二四三頁以下、大淵利男『ポアソナードの「古代経済治革論」にあらわれた財政経済論』、『日本大学法学紀要』二五号三五三頁以下、古田重明『ポアソナード氏著「日本ニ於ケル慈善」について』、『秋田法学』三巻二号二八三頁以下などは近時の研究業績の一例である。

(17) 手塚・前掲『明治十一年民法草案編纂前後の一考察』八四一頁。

(18) このフランス民法講説の会議には、前掲論文の行論中に挙示されていない数名の参加者がいた模様である。たとえば、三島中洲はその一人であろう。福島正夫『在朝法曹時期の三島中洲』、『松学舎百年史』三五—三六頁参照。

(19) 元老院の創設については、尾佐竹猛『元老院の性格』、『明治文化の新研究』一一七頁以下、稻田正次『明治憲法成立史』

- (1) 二四七頁以下参照。
- (20) 大審院の設立に関しては、向井健「大審院の創設とポアソナード意見書」『法学研究』四四卷六号九八頁以下参照。
- (21) 元老院章程に疑義があるとの要請で、同年五月九日に板垣・伊藤両参議が元老院に臨席し、議官の質疑に応答した際の発言の一節である。
- (22) 尾佐竹・前掲「元老院の性格」二二〇頁。
- (23) 日本経営史研究所(編)『五代友厚伝記資料』(一)一七七頁。明治五年四月、土居通夫から五代友厚にあてた「内々事」と記された書簡の一節である。
- (24) 旧刑法の編纂作業がまずスタートする。近年、旧刑法をめぐる研究は長足の伸展を示し、文字どおり、一期を画するにいたった。新井勉「旧刑法の編纂」『法学論叢』九八卷一、二号四頁以下、四号九八頁以下、吉井蒼生夫「旧刑法の制定と『皇室ニ対スル罪』」『神奈川法学』一三卷三号八三頁以下、浅古弘「刑法草案審査局小考」『早稲田法学』五七卷三号三七九頁以下、内田誠「明治一五年刑法第四編違警罪の編纂とポアソナード」『早稲田大学大学院法研論集』三三号一頁以下などの諸編は、その一例である。さらに、近時、早稲田大学鶴田文書研究会(編)『刑法審査修正関係諸案』(早稲田大学比較法研究所叢書)が上梓された。まことに学界の福音といえよう。
- (25) 明治八年四月三日付のポアソナードの執筆にかかる〈憲法論〉も、同省が新事態をさきどりし、彼に「国憲」についての意見書の提出を命じたものであったろう。もしもこの推定が正しいとすれば、同省は「国憲」草案作成の意図すらも有していたことになるのではあるまいか。向井健「明治八年・ポアソナード〈憲法論〉小考」、『一橋論叢』七八卷四号八三頁以下、向井・前掲「明治八年・ポアソナード〈憲法論〉再論」三八三頁以下、向井・前掲「明治八年・ポアソナード〈政権分界論〉覚え書」二六五頁以下参照。
- (26) 明治十一年民法草案の編目・条数・起草年月日については、小早川・前掲「旧民法典編纂過程と旧民法典に関する論争に就いて」二二四―二二六頁参照。
- (27) 明治十一年一月付の「仏蘭西和蘭公証人規則訳本ヲ刊刻セシムコトヲ請フ書」のなかで、長森敬斐(当時、司法省民法編纂掛分科委員・七等判事)は、「而シテ民法ヲ草スル亦二千余条ニ至ル」と述べ、不正確ながらも明治十一年民法草案の完成が近いことを指摘している。この資料については、向井健「明治十四年『会社条例』草案とその周辺」『法学研究』四四卷二号八一―八二頁参照。

- (28) 楠田英世に關しては、荒木桜洲「法制官としての楠田英世」、『法律新聞』一八四四号、望月茂『小林芳郎翁伝』三一頁以下および二七八頁以下、大隈重信『早稻田清話』一二五頁以下参照。
- (29) 『明治大正百年記念号』（『日本及日本人』臨時増刊）四三頁。
- (30) 手塚・前掲『明治十一年民法草案編纂前後の一考察』八四七頁。
- (31) 起草者の箕作麟祥自身は往時を偲んで、『明治九年になりまして、大木君が、司法卿になりました、其時、民法の草案を編纂して見るが宜い、と云ふことで、一人の相手と粗末ながら草案を作りましたが、それも、其儘になりました』（大槻文彦『箕作麟祥君伝』一〇三頁）と回顧談で触れている。ただし、大木の司法卿就任は、明治六年十月のことである。
- ちなみに、この箕作回顧談は、明治二十年九月の明治法律学校始業式の席上においてなされたものであつて、いわば彼の〈二代記〉とよぶのにふさわしい内容をもっている。まづ講演直後に発刊の『明法雜誌』四五号にかかげられ、のち『日本大家論集』六編に転載され、さらに『箕作麟祥君伝』に再録されたのである。
- (32) 大槻・前掲『箕作麟祥君伝』一一一―一二二頁。
- (33) 手塚・前掲『明治十一年民法草案編纂前後の一考察』八五四頁。
- (34) 山中永之佑教授はいう。「この民法草案が提出された明治一一（一八七八）年は、いわゆる三新法の公布された年であつた。（中略）このような事態のもので、明治十一年民法草案の市民法的性格が政府当局にうけいられないのは当然であつた」（山中永之佑『箕作麟祥』、『日本の法学者』一四一―一五頁）と。
- (35) 石井・前掲『明治十一年民法草案』(二)六八頁。
- (36) 磯部四郎『民法編纂ノ由来ニ関スル記憶談』、『法学協会雜誌』三二卷八号一五四頁。
- (37) 前註(11)に同じ。
- (38) 向井・前掲『民法典の編纂』三六九―三七〇頁参照。
- (39) 大槻・前掲『箕作麟祥君伝』一〇三頁。
- (40) 中隠居士（今村和郎）『解難』五一―六頁。

ちなみに、今村和郎はいわゆる岩倉使節団の一行の一人として渡欧し、明治六年にパリで開催された國際東洋学者大会で研究報告をしたことがある。その当時、彼はパリ東洋語学校で日本語教師をしていた。同年帰国し、左院御用掛をふりだしに官途についたのである。

今村について、つぎのエピソードを紹介しよう。「独逸留学から新たに帰朝して参事院の議官補に任ぜられて居りました土佐の人で今村和郎と云ふ人がありました、此人はなかなか論客でありましたが、当時の模倣的立法を痛罵いたしまして、日本の立法の有様は恰も茶の湯の御馳走に招かれた素人客が作法が分らぬものだから、何でも心得のある上席の客の真似さへすれば間違はないと思つて、上席の客が誤つて箸に挟んだ薯を転がしたならば矢張り薯を転がすのが茶の湯の礼であらうと思つて、段々次の客次の客とお薯を転がして行つたと云ふことがあるが、そんなものだなと言つて諧謔的に批評した」(『清浦伯爵警察回顧録』一二頁)と。

(41) 井上正一「仏国民法ノ我國ニ及ホシタル影響」『仏蘭西民法百年紀念論集』五九頁。

この井上論文は、元來は法理研究会主催にかかる記念講演会の演説であるが、内容的に見ると、中隠居士(今村和郎)『解難』の叙述と酷似している個所が散見され、講演に當つて『解難』を参考としたことは、まず間違ひなからう。

(42) 小早川・前掲「旧民法典編纂過程と旧民法典に関する論争に就いて」二二〇頁。

(43) Gustave E. Boissonade, *Projet de Code civil pour l'Empire du Japon, nouvelle édition corrigée et augmentée*, t. 1, p. VI. なお、ボアソナードのいわゆるプロジェクトについては、向井・前掲「民法典の編纂」三七〇—三七二頁参照。

(44) 石井・前掲「明治十一年民法草案」(二)六九頁。

(45) 明治十三年四月、参議(法制部主管)・大木喬任が大政大臣・三条実美にあてて上申した「民法編纂ノ議」の冒頭に、この間の民法典編成の状況を仄示する文言が看取される。すなわち、明治十一年民法草案は「全ク竣功ニ属」したのであるが、「未タ充分ナラサル廉モ不少」の状態ゆえ、「尚又精々審査」を加え、同十三年一月以降は「再ヒ委員ヲ會シ集議ヲ遂ケ」て、「改革ニ着手」したが、その後さらにこの「編纂ノ事務法制部ニ属セラレ引続編纂」中というのである。小早川・前掲「旧民法典編纂過程と旧民法典に関する論争に就いて」二二二頁参照。

(46) 向井健「石井良助「明治十一年民法草案」』『法制史研究』一〇号二八八頁。

(47) かつて、筆者が世に紹介した「身上証書法律案」こそが同十二年の編纂作業の所産にはかならない、との推定もまったく不可能ではないが、あくまでも仮説の域にとどまるであらう。向井健「新たる身上証書法律案」『法学研究』三二卷一〇号三五頁以下、同「新たる身上証書法律案」補考」『法学研究』三二卷一二号五七頁以下参照。

三 新たな人事編草案をめぐって

かつて、筆者は、東京教育大学の御好意により、同大学文学部研究室所蔵にかかる〈穂積陳重文書〉の一部を閲覧する機会に恵まれたことがある。⁽¹⁾⁽²⁾この〈穂積陳重文書〉は、その後、新設の筑波大学へ移管された筈であるが、その現状に関しては、遺憾ながら、まったく知るところがない。

さて、明治・大正期の法学界に大御所として君臨し、「横綱大砲ノ地位ヲ以テ擬ス可キ者」⁽³⁾と世に称されたのは、いわずと知れた穂積陳重その人である。英・独両国に留学、帰国後ただちに東京大学教授として主に法理学を担当、法学部長や法科大学長を歴任する。民法典論争に際会するや、イギリス法学派の重鎮として法典延期派に与し、『法典論』を上梓して法典編纂の拙速主義を批判した。法典調査会が設置されると、富井政章・梅謙次郎⁽⁵⁾とともに明治民法の起草に当たる。さらに臨時法制審議会総裁・帝国学士院長・枢密院議長などの要職を歴任した。彼の法思想なし法理論は、イギリス留学時代に先人の影響をうけて構築された進化的な基本志向を顕著な特色としている。立法学・法史学・法理学・比較法学・民族法学・法社会学など、きわめて幅広い領域にわたる法学界の大先達として高く評価されるべきであろう。「畢生の研究題目は『法律進化論』⁽⁶⁾であった穂積、「典雅」⁽⁷⁾な講義態度を持した陳重——その彼をめぐる学的考究が次第に深化の度を加える傾向を見せているのは、まことに欣快にたえない。⁽⁸⁾

ところで、東京教育大学文学部研究室所蔵〈穂積陳重文書〉中に、おそらくは明治十二年から同十三年にかけて編成されたとおぼしき民法人事編草案が、陽の目を見ることなく収められていたのである。もし筆者の未熟きわまる考証に誤りがないとするならば、先行業績の間隙を埋める、学界待望の新資料であるにちがいない。

筆者が限られた時間内に披見できた範囲において、この民法人事編草案は三種類ある。まずA案（仮称）は、総数一八四か条の条文より成るが、その構成はつぎのとおりである。

第一編 人事

第一卷 私権ヲ享有スル事(第一条〜第五条)

第二卷 身分証書(第六条〜第四五条)

第一章 総則

第二章 出產ノ証書

第三章 養子ノ証書

第四章 婚姻ノ証書

第五章 離婚ノ証書

第六章 死去ノ証書

第三卷 住所(第四六条〜第五五条)

第四卷 失踪(第五六条〜第八一条)

第一章 失踪ノ思量

第二章 失踪ノ公告

第三章 失踪公告ノ効

第四章 失踪者ノ夫又ハ妻及ヒ子ニ係ル失踪ノ効

第五卷 婚姻(第八二条〜第一九条)

第一章 婚姻ヲ契約スルヲ得ル為メ要セラレタル要件

第二章 婚姻ヨリ生スル所ノ義務

第三章 夫妻相互ノ權利及ヒ義務

第四章 婚姻ノ証拠

第五章 婚姻ノ解クル事

第六章 再婚

第六卷 離婚及ヒ分居(第一二〇条〜第一五三条)

第一章 離婚ノ理由

第二章 裁判上ノ離婚

第三章 相互ヒノ承諾ニ因ル離婚

第四章 分居

第七卷 親子タル事（第一五四条―第一八四条）

第一章 適法ノ子

第二章 適法ノ子ノ子タル事ノ証

第三章 私生ノ子

B、案（仮称）は、六十か条の人事編草案である。

第一編 人事

第一卷 私権ヲ享有スル事及ヒ行フ事（第一条―第一七条）

第一章 私権ヲ享有スル事

第二章 私権ヲ行フ事

第二卷 身分証書（第一八条―第六〇条）

第一章 総則

第二章 出産ノ証書

第三章 婚姻ノ証書

第四章 死去ノ証書

C、案（仮称）は、第六十一条から第七十八条にいたる断片的草案である。

第三卷 住所（第六一条―第七〇条）

第四卷 失踪（第七一条―第七八条）

第一章 失踪ノ思量

第二章 失踪ノ公告

いずれも司法省八行野紙⁽⁹⁾——ただし各行にルビ用の余白がとられている——にしたためられた浄書文書であるが、とくにA案には、随処に加筆・訂正が見られる。A案の表紙に「立法資料／民法草案」、B案のそれには「司法省民法編纂局／民法草案」と墨書され、C案は「立法資料／明治十三年／民法編纂局書類」と表題された数種の資料中に綴込まれている。それぞれの表紙の題字は、おそらくは穂積陳重の直筆にちがいない、と筆者は推断する。

A案の一丁表に「第一編十二年十二月」の朱筆の書込みがあり、それはA案中に見られる多数の修訂の筆跡と比照するに、おそらくは同一筆跡と想定される。B案の一丁表には、「木村判事」としたためられた付箋が貼付されている。A案中の補訂の書込みに、「旧草案」・「旧稿」の文字が散見されることも看過しえない。A・B・C三案の関係についてであるが、C案がB案にそのまま連節する草案であることは、まず間違いなからう⁽¹⁰⁾。さらに、A案にほどきされた数多の修補ないし削除の指示にしたがい、のちにそれを整理した草案が、おそらくはB・C両案であろう。ただし単純な連続関係ではなく、その間に断片的・部分的な別案の存在した可能性が推定される。

右に見てきたことを基底として、きわめて大胆かつ粗雑な推論を構築するならば、おおむねつぎのとおりとなろう。この資料の旧蔵者が穂積陳重その人であることは、いまさらいうまでもないが、これはある時期に、立法参考資料として彼に貸与（あるいは譲渡か）されたものであろう。おそらくそれは、明治民法典編纂のため法典調査会が創置され、穂積が起草委員に任命された前後の時期であったにちがいない⁽¹¹⁾⁽¹²⁾。なにごとにも「頗る鄭寧」⁽¹³⁾であった彼が、受領した諸資料を慎重に点検・調査・整理したであろうことは、想像に難くない。しかれば、この資料の最初の所有者は果してなんびとであろうか。その先人こそ、木村正辞⁽¹⁴⁾であったに相違なからう。音韻に精通していた木村は、同十二年当時は判事を本務としており⁽¹⁵⁾、同十三年一月に文部省御用掛兼勤となつて、東京大学の「法学部の員外教授に任ぜられ、『日本古代法律』を担当」⁽¹⁶⁾、ついで四月には太政官権少書記官も兼勤し、加えて民法編纂委員に任ぜられている。すなわち、元老院内民法編纂局における旧民法の編纂に直接関与し、第三課専従の分任員として活躍したのである。

すでに前節において考察を加えたとおりに、同十一年四月に全一八二〇か条の明治十一年民法草案は竣成を見るにいたる。しかし、「殆ど仏民法ヲ抜抄シ翻訳シタヨウナモノ」と評言される内容の同草案は、大木司法卿にとつても、またボアソナードにとつても、とうてい満足できる民法草案ではありえなかつた。大木は、必ずや、「更ニ民法ヲ起草セントス十二年其事ヲ仏人「ボアソナード」氏ニ命⁽¹⁸⁾」じたものであらう。ボアソナード自身の記述を全面的に信用するならば、それは同十二年三月のことであつた。A案の一丁表に書込まれた「第一編十二年十二月」なる、きわめて重要な朱書の年月は、おそらくはA案に修訂の筆が加えられた時期とおぼしく、もしそうであるとすれば、十二月以前にA案は脱稿していたことにならう。さらにB・C両案の成稿が、翌十三年初頭の時期になつたであらうことを推量せしめよう。つぎに、A案中に散見する「旧草案」ないし「旧稿」とは、いったいなにを指称するのであらうか。この設問に対しては、たとえば、(一)A案は最初の成稿ではなく、それ以前に原案が存在したにちがいない、(二)明治十一年民法草案それ自体を指す、(三)かつて、筆者が世に紹介した「身上証書法律案」を示している、等々の推定が、けつして不可能ではなからう。⁽¹⁹⁾

ところで、C案が綴込まれている「立法資料／明治十三年／民法編纂局書類」なる資料中に、司法省十行野紙に浄書された「民法編纂局章程」と題された一文書が収められている。その全文を示せば、左のとおりである。

民法編纂局章程

第一章 総則

第一条 民法編纂局ハ新タニ制定スル民法ノ諸則ヲ起草シ之ヲ議定編纂スル処トス其職員章程左ノ如シ

総裁 委員 属官

第二条 総裁ハ本局ノ総務ヲ督シ議場ニ臨ミ衆員議スル処ヲ審査シ特ニ之ヲ裁定スルコトヲ掌ル

第三条 局中ヲ分テ三課トス

第一課 草案ヲ議シ本案ヲ編纂スルコトヲ掌ル

第二課 起草翻訳庶務ノ諸件ヲ掌ル

第三課 筆記校正註釈等ノ事ヲ掌ル

第四条 各課ニ委員属官ヲ置キ各其事務ヲ分掌セシム

第五条 各課ニ於テ起草修正及ヒ編纂スル処ノ書類ハ渾テ之ヲ第二課ニ交付ス

第二章 第一課

第六条 議員議案ヲ受クトキハ先ツ會議ノ日ヲ定メ之ヲ総裁ニ上申スヘシ

但其會議ヲ開クノ日限ハ議案ヲ受クル日ヨリ第三日以外トス

第七条 草案ニ付各意見ヲ發シ論弁討議スヘシ其可否ヲ決スルハ第二条ニ記スル如シ

第八条 會議ノ上可決編纂シタル本案ハ之ヲ書記ニ付シテ淨写セシメ総裁ノ檢印ヲ得テ第三課ニ送付ス

第九条 若シ決議ノ後異議ヲ生シ本案ヲ修正セント欲スル者ハ先ツ其意見書ヲ作り之ヲ総裁ニ呈スヘシ総裁其意見ヲ可ト認ムル

トキハ更ニ之ヲ衆議ニ付シ再議セシメ以テ前議ヲ平翻スルコトアルヘシ

第十条 決議ノ上第三課ニ送付シテ字義文章ヲ校正シタル者其他註釈義解シタル者等ハ更ニ之ヲ檢閱質問シ若シ本案ノ主意ニ違

フコトアラハ更ニ修正ヲ求ムルコトヲ得ヘシ

第三章 第二課

第十一条 ^(マ)横文ヲ翻訳シ慣習ヲ調査シ草案ヲ起シ之ヲ第一課ニ交付ス

第十二条 其起草シタル原案ハ主務ノ属官ヲシテ一廉毎トニ番号ヲ朱記セシムヘシ

但一事ニシテ數種アル者ハ一様ノ番号ヲ付シ更ニ別号ヲ以テ種類ヲ區別スヘシ

第十三条 本課委員ハ毎会出場シテ草案ヲ説明スヘシ

第十四条 文書ノ往復諸向ノ照會書籍ノ出納記録淨写其他用度等一切ノ事務ハ本課ニ於テ之ヲ担当ス

第十五条 議事委員ノ檢閲ヲ經テ第三課ヨリ交付セシ編纂校正済ノ本案并ニ該案註訳ノ草稿ハ直チニ之ヲ印刷ニ付スヘシ

第四章 第三課

第十六条 會議済第一課ヨリ送付シタル本案ヲ筆記シ字義文章ヲ校正補修シ淨写シテ之ヲ第一課ニ廻送シ委員ノ檢閲ニ付シタル

後之ヲ第二課ニ交付スヘシ

但校正補修ノコトニ付テハ委員ノ質問ニ答ヘ時トシテハ改正スルコトアルヘシ

第十七条 本案脱稿ノ分ハ直ニ本書ノ訳義ヲ註シ更ニ之ヲ編纂スヘシ

但編纂出来ノ上ハ第一課ニ廻送シ一応委員ノ檢査ヲ求メ然ル後之ヲ第二課ニ交付スヘシ

周知のとおり、従前、「民法編纂局章程」としては、元老院内民法編纂局の発足に当たり制定されたそれが世に知られている。いま『法規分類大全』（官職門）に拠つて、これを示すことにしよう。

民法編纂局届 十三年六月二日

民法編纂ニ付去ル五月二十六日御指令ノ旨ニ基キ別紙ノ通章程相定メ分課人員取究メ候条此段致御届置候也

民法編纂局章程

第一条 民法編纂ノ為メ左ノ章程ヲ定メ以テ各職員ノ準拠トス

総裁ノ事

第二条 総裁ハ五月二十六日太政官ノ指令ニヨリ民法編纂ノ目的ヲ定メ論議ヲ決シ委員ノ分課ヲ命シ及ヒ掛官ヲ命ス

委員ノ事

第三条 委員中討議員ト分任員トヲ分ツ討議員ハ議席ニ於テ討議論説スルコトヲ任ス分任員ハ総裁ノ命ヲ受ケ分テ編纂ノ事務ヲ担任ス且議席ニ於テハ其担任ノ事ヲ述ヘ又他ト討論シ其担任ノ事務ノ為メ掛官員ヲ命スルヲ得

掛り官ノ事

第四条 掛り官ハ直チニ総裁ノ命ヲ受ケ或ハ分任員ノ命ヲ受ケ諸ノ事務ヲ担当ス

第五条 分任員ノ課ヲ分ツ左ノ如シ

第一課 編纂ノ本案ヲ起草シ及ヒ翻訳庶務ノコトヲ任ス

但本案ハ仏文ヲ以テ起草スヘシ

第二課 編纂中必要ナル語ヲ集メテ語彙ヲ編成ス

第三課 編纂スル処ノ篇章ニ付文字ヲ修正シ及ヒ民法諺解ヲ作ル

第四課 皇邦従来ノ慣習民法ヲ集ム

第六条 書類ノ取纏メ文書ノ往復諸向ノ照会書籍ノ出納記録淨写其他用度等一切ノ事務ハ第一課ニ於テ之レヲ任ス

議場ノ事

第七条 議場ハ整頓静肅スルヲ要ス若シ否ラサルトキハ総裁之レヲ禁止ス

第八条 二人ノ討論未タ了ラサルニ傍ヨリ発論スヘカラス

右に掲出した兩者を比照するとき、容易に理解されるように、兩者はまったく異質の規定内容を有している。前者、すなわち司法省十行野紙に筆録された「民法編纂局章程」は、学界未知の新資料にはかならない。

筆者は、この間の事情をめぐり、つぎのように推考する。司法卿・大木喬任は、おそらくは明治十二年三月以降、ポアソナード中心の民法典編纂作業を強力に推進することに決断した。ポアソナードも同意を示したにちがいない。⁽²⁰⁾

大木は当初、司法省内に民法編纂局を新設する意図を有しており、同省ではその方針をうけて、司法省内民法編纂局章程を作成したに相違ない。新資料である前者こそは、まさにその章程の草稿にはかならない。ところが、大木は、同十三年二月に元老院議長のプロストに就任し、司法省を去る。ここにおいて、所期の既定方針は大幅に変更される。すなわち、民法典編成にただならぬ意欲を示す大木は、元老院内に民法編纂局を創置し、ここで改めてポアソナードを中核とする民法典編纂事業を開始することにしたのである。⁽²¹⁾

以上、東京教育大学文学部研究室所蔵〈穂積陳重文書〉中に収められていた、学界未発表の民法人事編草案の成立をめぐって、まことに未熟な考証と推論をこころみてきた。小稿において筆者の提唱する、ポアソナード中心の民法典編纂は明治十二年以降に開始されたのである、との仮説が、果して成立するか否か、それはひとえに今後の検証にかかっている、といえよう。

(1) 周知のとおり、〈穂積陳重文書〉は東京大学法学部研究室（法制史資料室）にもあり、この内容については、昭和三十一年に、福島正夫（編）『明治民法の制定と穂積文書——法典調査会・穂積陳重博士関係文書の解説・目録および資料——』が世におくられている。

も、とは一つの〈穂積陳重文書〉が、東京大学と東京教育大学の二個所へ分散・所蔵された経緯の詳細については、筆者は知るところがない。

(2) 穂積家から東京教育大学へかなりの量の図書および諸資料が寄贈されたのは、過ぐる昭和二十七年のことであった、と仄聞する。

(3) 斬馬劍禪「東西両京之大学」三八頁。

同書については、向井健「斬馬劍禪「東西両京之大学」と『季刊実務民事法』四号一—二八頁以下参照。ちなみに、斬馬劍禪とは五来欣造（素川）のペンネームにはかならない。

(4) 民法典論争について、近時、沼正也「第二次法典論争始末」、『法学新報』九一卷一—二合併号二九頁以下という興味ある論稿が公けにされた。

(5) 梅謙次郎をめぐっては、向井健「梅謙次郎」、『日本の法学者』七三頁以下参照。

(6) 穂積重遠「父を語る」（私家版）七頁。

(7) 織田萬「民族の舟」九九頁。

(8) 穂積陳重についての主要先行業績として、たとえば、穂積重行「明治二〇年代におけるドイツ法学の受容」、『明治国家の法と思想』五〇—五頁以下、福島正夫「兄弟穂積博士と家族制度」、『法学協会雑誌』九六卷九号一頁以下、松尾敬一「穂積陳重」、『日本の法学者』五五—五頁以下、同「穂積陳重の法理学」、『神戸法学雑誌』一七卷三号一頁以下、碧海純一「経験主義の法思想」、『近代日本法思想史』（近代日本思想史大系7）三八七頁以下、長尾龍一「穂積法理学ノート」、『日本の法哲学』（一）（法哲学年

報)一一一頁以下(のち、論文タイトルを改めて、長尾龍一「日本法思想史研究」五四頁以下に再録された)、星野・前掲「日本民法学の出発点」一八五頁以下などが挙示されよう。

さらに、小柳春一郎「穂積陳重と旧民法」『法制史研究』三二一〇五頁以下、同「穂積陳重と賃借権」『山梨大学教育学部研究報告』三三三〇九頁以下、村上博「穂積陳重博士の相続制度論」『同志社法学』一七六号一七二頁以下などの諸編は、近時、公表された注目すべき研究文献の一例である。

(9) 明治初期の官用野紙は、年代によって、たとえば、八行・十行・十三行のように行数に変化が見られる。八行野紙は、明治六年六月には十行野紙へと移行するが、その後も八行野紙は実務上には当然のように使用されており、官用野紙の行数である資料の年代を推定するのは、大まかな目途にはたしかになるが、これのみで最終判断をするのは危険をとまなうであろう。

(10) B・C両案は、元来は分割されることなく、まとまった一草案の型態を成していたのではなからうか。この資料の旧蔵者——いずれの段階の旧蔵者であったかは、現時点では確定しえないが——が整理する際に、C案の部分が分離したものであろう。

(11) 明治民法編纂開始前後の諸問題については、有地亨「明治民法起草の方針などに関する若干の資料とその検討」『法政研究』三七卷一―二合併号九五頁以下参照。なお、仁井田博士に民法典編纂事情を聴く座談会『法律時報』一〇巻七号一四頁以下は、すこぶる重要かつ興味ある情報を伝える貴重資料であらう。

ちなみに、仁井田益太郎とは、民法典編成に当たり、有能な補助委員として富井政章を補佐し、のち京都帝国大学教授・東京帝国大学教授として主に民事訴訟法を講じ、さらに在野法曹界に転進した先学である。

(12) 東京教育大学文学部研究室所蔵「穂積陳重文書」中には、筆者の披見できたかぎりにおいて、明治十一年民法草案(活版、ただし未製本)が編纂時期から見てもっとも初期に属する民法草案であった、と記憶する。

(13) 穂積・前掲「父を語る」(私家版)六頁。

(14) 木村正辞の小伝については、従前、数編の論稿があり、たとえば、滝川政次郎「法制史」『明治以後に於ける歴史学の発達』一八一―一八二頁などのごときは、一部にミスは指摘されるもののコンパクトにまとまっている。しかし、管見の及ぶかぎり、もっとも正確で信頼性の高いのは、利光三津夫・藤田弘道「明治初期における政府司法機関の律逸文採集事業について」『法学研究』五一巻五号二一九頁・註(3)の叙述であらう。木村正辞に関する小稿の記述は、ほとんど全面的にこれに負っている。

- (15) このことは、筆者所蔵にかかる同十二年版の『官員録』によっても、たしかめられる。
- (16) 『東京大学法学部百年史稿』(一)『国家学会雑誌』九一卷九〇一〇合併号一七〇頁。
- (17) 井上・前掲『仏国民法ノ我國ニ及ホソタル影響』五八頁。
- (18) 中隠(今村)・前掲『解難』六頁。
- (19) (一)のケースに関連して、石井博士はいう。「明治一年草案は……修補委員によって修正されることとなった」、「幸いで、東大法学部研究室所蔵の明治一年民法草案(筆作麟祥旧蔵)中には、これを示すものがある。口絵に示したものがこれである」(石井・前掲『明治十一年民法草案』(一)六九頁)と。ただし、口絵写真を見るも、A案とはまったく無関係である。(二)のケースについても、その可能性はきわめて薄弱と推定される。とすれば、(一)のケースが浮上することになる。
- (20) すでに触れたとおり、たまたまこの時点は、ポアンナードが治罪法草案の起草作業を終了した時期に当っており、ポアンナード自身としても、好都合であったにちがいない。
- (21) 本文中に記したとおり、B案の表紙には「司法省民法編纂局」と筆録されている。この表紙の題字は、おそらくは旧蔵者である穂積陳重の直筆であろうが、彼は、司法省の官用野紙にしたためられた「民法編纂局章程」を見て、同局が司法省に所属していたものと誤解したのではなからうか。

四 むすびにかえて

明治期を大きく特徴づけるものの一つは、きわめて旺盛な立法活動であって、明治三十年代——それは日本資本主義の産業資本確立期でもある——までに、近代的諸法典が出揃ったことは、まことに驚嘆に値しよう。これら諸法典の編纂事業の歩みを克明に辿り、それを生みだした国際的・国内的諸条件を詳密に分析・吟味することは、諸法典編修の意義を闡明するにとどまらず、わが国の近代化の特質の究明にとってもまたきわめて重要であろう。なぜなら、諸法典はそれぞれ程度の差はあるにせよ、明治初年以降の法的発展の段階を如実に投影するものであり、法典の内容・実効性および限界は、日本近代化の一つのメルクマールとなりうるものだからである。その近代日本における法典化運動の事実上の推進軸の役割を見事に演じた代表的人物こそが、すなわちポアンナードその人にほかならない。

そのボアソナードを中核とする民法典編纂作業は、実は明治十二年から開始された、とする筆者の未熟な仮説を提唱すべく、つたない小稿は執筆された。もし陳吳の役目を果しうれば、望外の幸いである。

後記 当初の予定では、民法人事編草案の新資料を掲載し、その内容的考察にまで及ぶつもりであったが、諸般の事情で、後日、〈資料紹介〉の形式で発表することにした。大方の御了承をえたい。

本稿脱稿後、伊藤英樹・広瀬隆司（訳）『ゴライ』、『フランス民法典の日本に及ぼした影響』、『愛知学院大学論叢・法学研究』二七卷三・四合併号一〇三頁以下に接した。ゴライ氏もまた、ボアソナードによる民法典編纂の開始時期を明治十二年としている。本文中に示した文献の補遺として掲出した。なお、訳者はまったく触れていないが、このゴライ氏とは、おそらくは五来欣造（素川）であろう。向井・前掲『斬馬劍禅』、『東西両京之大学』一三二頁参照。